

介護保険 特定福祉用具購入費申請を利用される方へ

介護保険特定福祉用具購入は、介護が必要になっても可能な限り在宅生活を送ることができるよう、福祉用具を利用することで日常生活の自立を助けることを目的とする制度です。対象となるのは、都道府県から指定を受けた福祉用具販売事業者から厚生労総大臣が定める種目の特定福祉用具を購入し香取市が必要と認めた場合です。同年度内で10万円を上限とし、購入費の9割(一定以上の所得がある方は8割又は7割)が介護保険から支給されます。限度額を超える部分は全額自己負担となります。

購入前後に申請内容の確認のため、市職員が自宅を訪問することがあります。

■対象となる方

要介護認定（要支援1・2又は要介護1～5）を受け、在宅で生活する方

■支給限度額

同年度内で10万円（10万円が上限で、その1割、2割又は3割が自己負担となります。）

■対象となる福祉用具の種目

購入のみ

- ①腰掛便座
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③排泄予測支援機器
- ④入浴補助用具
- ⑤簡易浴槽
- ⑥移動用リフトのつり具の部分

貸与と購入の選択制(令和6年4月1日から)

- ⑦固定用スロープ
- ⑧歩行器(歩行車を除く)
- ⑨歩行補助つえ(松葉づえを除く)

※貸与を選択した場合は、市へ申請の必要はありません。担当のケアマネジャーや福祉用具専門相談員等と利用の検討をしてください。

■支給方法

①償還払

被保険者が事業者に全額を支払った後に申請し、市から支給対象となる費用の9割、8割又は7割相当額が支給されるものです。

②受領委任払

被保険者が、自己負担分の1割、2割又は3割を事業者を支払い、残りの保険給付分は市が事業者を支払うものです。受領委任払を利用できる事業者は、市に登録している場合のみとなります。

介護保険料に滞納がある方は受領委任払いの利用ができません。

■支給日について

毎月10日(土日・祝日等の場合は、前開庁日)までに市役所本庁が申請を受理したものが、翌日末に振り込まれます。ただし、申請月と購入月が同月の場合は翌々月の振り込みになります。

また、介護認定申請中の方は給付が遅れることがあります。

■申請の流れ(購入のみの種目①～⑥)

相 談 担当のケアマネジャーに相談してください。

※ケアマネジャーのいない方は、特定福祉用具販売事業者の福祉用具専門相談員に相談してください。

※高額なものや介護保険の対象になるか判断が難しいもの、オーダーメイドの福祉用具を注文・購入する場合は、必ず購入前に高齢者福祉課まで相談してください。

購 入 特定福祉用具販売事業者で製品を購入します。

特定福祉用具は都道府県の指定を受けている事業者で購入する必要があります。指定を受けていない場合には介護保険の対象とならないため、全額自己負担となります。なお、指定を受けた事業者でも、福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的な知識に基づく助言などを受けられない「通信販売」や「インターネット販売」等での購入は、介護保険給付の対象とはなりません。

市へ購入費支給の申請 必要書類をそろえて申請してください。

支給決定 購入内容が認められた場合、保険給付額を支給します。

■申請の流れ(選択制の種目⑦～⑨)

相 談

担当のケアマネジャーに相談してください。

※ケアマネジャーのいない方は、特定福祉用具販売事業者の福祉用具専門相談員に相談してください。

※特定福祉用具は都道府県の指定を受けている事業者で購入する必要があります。指定を受けていない場合には介護保険の対象とならないため、全額自己負担となります。なお、指定を受けた業者でも、福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的な知識に基づく助言などを受けられない「通信販売」や「インターネット販売」等での購入は、介護保険給付の対象とはなりません。

※高額なものや介護保険の対象になるか判断が難しいもの、オーダーメイドの福祉用具を注文・購入する場合は、必ず購入前に高齢者福祉課まで相談してください。

※福祉用具専門相談員又はケアマネジャーから貸与か販売に当たって必要な情報の説明を受けてください。

購入を選択した場合は、市へ申請が必要になります。

**市へ購入前に、
【事前確認票とカタログ】を提出**

市は内容を確認し、購入可否を電話連絡します。

※⑦固定用スロープの場合は、図面と設置前の写真を添付してください。

購 入

特定福祉用具販売事業者で製品を購入します。

市へ購入費支給の申請

必要書類をそろえて申請してください。

支給決定

購入内容が認められた場合、保険給付額を支給します。

■事前確認票に必要なものと留意点(選択制の種目のみ)

⑦固定用スロープ・⑧歩行器(歩行車を除く)・

⑨歩行補助つえ(松葉づえを除く)

必要なもの	備考
事前確認票	<ul style="list-style-type: none"> ・身体状況等についてできるだけ詳しく記入してください。 ・複数品目を購入数場合はそれぞれ用途が分かるように記入してください。 ・同品目を複数個購入する場合は、複数個必要な理由と個数が分かるように記入してください。
購入を希望する福祉用具のカタログなどのコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・購入商品がわかるもの(複数商品が記載されている場合は、購入商品をマーカー等で示す) ・定価がわかるもの
【スロープを購入する場合のみ】 図面	<ul style="list-style-type: none"> ・置く場所がわかるように印をつけること
【スロープを購入する場合のみ】 設置前の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・置く場所がわかるように印をつけること ・写真が鮮明であること ・段差の高さが分かること

■申請に必要な書類(すべて共通)

提出書類	備考
<p>申請書(下記のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険居宅介護(支援)福祉用具購入費支給申請書(償還払い) ・香取市福祉用具購入費等(特定福祉用具)受領委任払い支給申請書(受領委任払い) 	<ul style="list-style-type: none"> ・署名又は記名押印が必要 ・福祉用具の必要となる理由を詳しく記載。(通常のタイプとは異なる商品の購入など特別な事情がある場合はその必要性を必ず記載してください。) ・選択制の商品の場合で事前確認票提出時の理由に変更がない場合は、「事前確認票のとおり」と記載。 ・償還払い利用時、振込先が被保険者以外の場合は別途「委任状」が必要
<p>委任状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・償還払い利用時、振込先が被保険者以外の場合に必要
<p>マイナンバー委任状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書に個人番号(マイナンバー)を記載し、被保険者本人以外が申請書を提出する場合に必要
<p>領収書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名が被保険者本人のフルネームのもの ・領収日、商品名、製造事業者名、販売事業者名、販売事業者の押印 ・利用者の自己負担金額(介護保険対象外で自己負担が発生する場合は、介護保険対象部分の自己負担額が分かるように記載)
<p>購入商品のパンフレットの写し等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・購入商品がわかるもの(複数商品が記載されている場合は、購入商品をマーカー等で示す) ・定価がわかるもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室用(浴槽内)すのこを購入の場合は、設置後の写真と図面も必ず添付してください。 ・選択性商品の場合で事前確認票提出時に提出してる場合は不要。
受領委任払い(福祉用具購入)に係る購入費用額明細書(受領委任払いのみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・費用総額、対象外経費、保険給付額、自己負担額を記載すること
排泄予測支援機器購入の場合 1、医学的な所見が分かる書類 (次のうちいずれか1つ) (1) サービス担当者会議等における医師の所見 (2) 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見 (3) 個別に取得した医師の診断書 2、排泄予測支援機器 確認調書	

※領収書(原本)の返却を希望される方は、領収証のコピーも持参してください。申請時にその場で領収書(原本)を確認のうえ返却いたします。

注意

要介護認定の申請中で要介護度が決定していない方は、購入することはできませんが、福祉用具購入費の申請は、要支援・要介護認定の結果通知が届いてから行ってください。認定結果が「非該当」の場合は給付の対象になりません。

原則、入院(入所)中に購入した場合は給付の対象になりません。

ただし、退院・退所と同時に必要な場合等は、事前に市へ確認のうえ購入し、退院・退所日の翌日以降に申請することができます。

※外泊は退院・退所とはみなしません。また、退院・退所しないこととなった場合は、給付の対象になりません。

申請時に被保険者がお亡くなりになっている場合には、窓口でお申し出ください。

□同一品目の購入について

原則として、用途が同じものや機能が同一の福祉用具を購入する場合は、福祉用具購入費の支給対象外になります。ただし、次の場合など特別な事情がある場合には、再度支給されることがありますので、購入前にご相談ください。

- 福祉用具が破損して使用できなくなった場合(古くなった、汚れた等の理由は不可)
- 購入された方の介護の必要な状態が著しく悪化したことにより、その用具では用を足さなくなった場合
- ロフトストラップやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合

□商品名が対象種目であっても、目的・形状が異なる場合は対象外です。

対象外の例

- 「〇〇〇入浴台」・・・四足で浴槽の横に置いて使用するもの
- 「浴槽内いす」・・・浴槽をまたぐ踏み台として使用する場合

□申請の無効等

次の項目のいずれかに該当するときは、福祉用具購入費の支給申請、支給決定又は給付費の支払いに際し、申請を無効とし、決定を取り消し、又は給付費の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。

- 虚偽の申請その他の不正行為により、支給決定又は給付を受けたとき
- 介護給付費により購入した福祉用具を、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保等に供したとき
- その他、市長が不相当と認めるとき

《問い合わせ先》

〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地

香取市役所 福祉健康部高齢者福祉課給付管理班 TEL0478(50)1208

参考

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取り扱いについて

(平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

第一 福祉用具

2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

1 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。)
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。)。但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

2 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

3 排泄予測支援機器

利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

4 入浴補助用具

座位の保持や浴槽への出入り等、入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 入浴用いす

座面の高さが概ね三五センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。

② 浴槽用手すり

浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。

③ 浴槽内いす

浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

④ 入浴台

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

⑤ 浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

⑥ 浴槽内すのこ

浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

⑦ 入浴用介助ベルト

居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

5 簡易浴槽

空気又は折りたたみ式等で安易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

6 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

7 スロープ

貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

8 歩行器

貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

9 歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

※複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。